

8. 化学品のGHS分類とSDS解説（初学者向け）

No.	質問	回答
1	スライド14で、安衛法はラベルの表示義務となっておりますが、厚労省のラベル・SDSのQ&Aでは、視認性の観点からラベルへの成分記載は任意となっております。どちらが正しいのでしょうか？	スライド14ページはSDS3法（化管法、安衛法、毒劇法）の概要説明であり、法令によっては成分の記載方法や適用除外等に関して規定されている場合があります。お手数ですが各論については各法令をご確認ください。
2	国連GHS文書で濃度限界が併記されている場合がある。 → 表示および及び通知対象物ごとに設定されている「裾切値」に関して、表示と通知の裾切値が異なるものがありますが、これは国連GHS文書で濃度限界が併記されていることに由来しているのでしょうか？	労働安全衛生法に関するご質問については、所管官庁の厚生労働省にお問い合わせください。
3	各国にGHS分類の強制分類(国家規格)があるのか知りたい場合、どこかにまとめられたサイトなどはないのでしょうか？	GHS分類結果について当該国が指定する分類結果を使用しなければならない義務を規定している地域がございます。マレーシア、中国、EUなどが代表的な国・地域として知られておりますが、全世界の地域についてまとめられたサイト等は存じ上げません。当該国に精通した事業者等へ確認することを推奨いたします。
4	自社製品の生産に使用する化学品を国内外から購入しています。しかし同じ化学品なのに、日本国内メーカーのSDSと、海外メーカーのSDSでは有害性の内容が異なる事がよくあります。例えばカーボンブラックは日本のSDSでは発がん性に分類されているが、海外SDSでは有害性の無いものもあります。社内の従業員や当社顧客へ自社製品（混合物）のSDSを作成して提供する必要があるのですが、日本向けSDSを作成する場合に、原材料のSDSは日本、海外のものどちらのSDS（有害性分類）を採用した方がいいのでしょうか？どちらを採用するのか法的な義務は無いと思いますが、労働安全衛生などの観点から日本向けSDS（NITE-CHRIPに掲載の分類）を採用した方がいいかと推測しています。（国が行う化学品の分類結果や、厚労省のモデルSDSの内容情報などと極力一致させた方がリスクアセスメントには適しているのではないかと推測しています。）カーボンブラックはリスクアセスメント対象です。考え方、方向性をご教示をお願いします。	ご質問されているとおり日本国内では有害性分類について特定の分類を使用しなければならない義務はありません。どちらの分類についても信頼性のある情報に基づき分類されているのであれば、貴社の判断でご使用いただいて問題ございません。
5	NITE CHRIPとNITE Gmiccsとの関連について質問させていただきます。 硫酸マンガン（一水和物）【CAS 10034-96-5】はNITEのGHS分類では、水生環境有害性は「データがないため分類できない」とありますが、NITE CHRIPではUN3077【環境負荷物質（固体）】との記載があるため、水生環境有害性がある物質と判断致します。 現状、NITE Gmiccsで、硫酸マンガン（一水和物）を主成分とする混合物を作成した場合、GHS分類のデータによるため、水生環境有害性は「分類できない」となりますが、今後、NITE CHRIPのデータを反映させることはご検討されていますでしょうか。	「政府によるGHS分類結果」は、「政府向けGHS分類ガイダンス」に記載の情報源からのデータをもとにGHS分類を実施しているものであり、NITE-CHRIPに掲載している他の情報と必ずしも対応するものではありません。 「政府によるGHS分類結果」及びそれを収載データとして使用しているNITE-Gmiccsからの出力結果は、あくまで参考情報であり、ユーザー自身で信頼性のある他の試験データ等に基づき異なるGHS分類を実施することを妨げるものではありませんので、SDS作成者のご責任のもとで異なる分類結果を記載しても構いません。

8. 化学品のGHS分類とSDS解説（初学者向け）

No.	質問	回答
6	<p>例えば、複数の事業者がほぼ同様の物質を含む混合物（製品）を販売しており、そのSDSが①既知の情報に基づいて判定②製品での試験データに基づいて判定した結果区分が変わる場合、①で判定した商品と②で判定した商品は混合物の組成がほぼ同一でもSDS表示に違いが出る、といったことが生じうるのでしょうか？</p>	<p>SDSは製品を譲渡・提供する者が「自身の責任において」作成・交付するものですので、組成が同一の製品でも作成者によって記載内容に違いが生じることは十分に考えられます。</p>
7	<p>P.69に示された「化学品」と「成形品」の各法令についての定義付けをご教授下さい。成形品の施工時に切断加工等を行う際、粉塵が発生した場合にSDSの提供要否が判断できません。判断方法があるようでしたら併せてご教授下さい。</p>	<p>ご認識のとおり「化学品」や「成形品」等の用語の定義は各法令によって異なりますので、恐れ入りますが各法令を直接ご確認ください。また、JIS Z 7252において「成形品」は「（中略）通常の使用条件下では、含有化学品をごく少量、例えば痕跡量しか放出せず、取扱者に対する物理化学的有害性又は健康への有害性を示さないもの。」とありますので、切断加工等で粉塵が取扱者へばく露する可能性があれば、基本的にはSDSを提供されたほうがよいと考えます。</p>
8	<p>商社・販売店等もSDSの作成義務がありますが、（業種による差もあるかもしれませんが）実態としてはメーカーが作成したものをそのまま提供する形での対応が主かと感じております。このことについてNITE様の方で実態についての情報等ございますでしょうか。また、メーカー側から商社や販売店への働きかけ等が必要かなにか法的示されたものはございますでしょうか。</p>	<p>実態としてメーカー作成のSDSをそのまま提供する形になるケースがあることは存じておりますが、法律およびJISには供給者名をSDSに記載するとの体系になっておりますので供給者名を記載せざるを得ないと考えます。</p>
9	<p>P74の一つのラベル及びSDSに日本語で記載する。は法的な義務はありますか？ラベル内容の製造会社名が英語表記の場合は違反になりますか？</p>	<p>JIS Z 7253では化学品に関する情報を日本語で記載する旨の規定があり、またGHSに基づき日本国内で提供するSDSについては、基本的に最新の日本産業規格JIS Z 7253：2019（国連GHS文書改訂6版に対応）に準拠して作成する必要があります。</p> <p>化管法に基づくSDS及びラベルの作成に関しては、日本産業規格JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務としています（化管法SDS省令第4条第1項及び第5条）。</p> <p>安衛法に基づくSDS及びラベルの作成に関しては、JIS Z 7253に準拠して作成されたラベル及びSDSであれば、安衛法の表示や通知に関する規定を遵守したものとなります。</p> <p>毒劇法に基づくSDS及びラベルの作成に関しては、JIS Z 7253に準拠すべきといった規定はございませんが、毒劇法とJIS Z 7253において規定されている記載事項のほとんどには対応関係があります。</p> <p>製造会社名が英語表記の場合ですが、字訳等で日本語にしてみるとかえって正確な情報伝達ができない可能性がありますので、法令等で規定がある場合を除き、基本的には製造会社名は英語表記のままでも問題ないと考えます。</p>
10	<p>輸入品の製品ラベルの電話番号は日本の連絡先ですが、製造会社名や住所が英語でも構わないですか？</p>	<p>製造業者から提供されたSDSの項目1「化学品及び会社情報」に、製造業者の情報に併記する形で貴社の情報を追記される想定かと推察いたしますが、前提として貴社から日本国内の事業者へ譲渡・提供するSDSについては、輸入品であっても製造業者の会社情報ではなく、譲渡・提供者である貴社の会社情報を記載する必要があります。化管法に関する経済産業省のQ&Aでは「製造業者に対し、提供されたSDSを活用すること、提供されたSDSに貴社の会社情報を追記してもよいことについて、了解を得ておく必要があります。」とされており、了解が得られた場合には貴社の会社情報に加えて製造会社名や住所を英語で記載することも可能かと思われそうですが、各法令の詳細な運用に関しては所管省庁へお問い合わせください。</p>

8. 化学品のGHS分類とSDS解説（初学者向け）

No.	質問	回答
11	SDSの注意書き表示は、必ずPコードの中から選ばなければならないのでしょうか。	基本的にはJIS Z 7253で定められている注意書きの文言を使用することが推奨されると思われますが、ご参考までにJIS Z 7253では次のような記載もあります。 「危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を、防止又は最小にするために取るべき推奨措置について定めている場合は、附属書Cに規定する以外の文言でもよい。」
12	輸入品などで稀にSDSの危険有害性に「データなし」という情報も書かれていないケースがあります。記載を依頼しても改善されない場合は、行政に仲介を求められるのでしょうか。また、そのような場合は罰則はあるのでしょうか。	データなしの場合は詳細な危険有害性に関する情報の開示をすることが推奨されますが、法律対象物質ではない場合には要求することは難しいと考ええます。データを記載しない場合の罰則は存じておりませんが、詳細は各法律のFAQをご参照ください。 ○化学物質対策に関するQ & A（ラベル・SDS関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html ○化管法SDS制度に関するQ & A https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html
13	SDSの項目9で蒸気圧やn-オクタノール/分配係数が記載されていないものもあるのですが、そういう未記載の物性情報を調べる方法を教えて下さい。今は海外の情報サイトを探すようにしているのですが、そういう情報が網羅されている海外の情報サイトを教えていただけますと助かります。	「事業者向けGHS分類ガイダンス」の情報源リストに記載されているウェブサイトや文献、PubChem等の海外のデータベースが参考になるかと思えます。
14	JISの改訂が2025年に予定されているとのことですが、対応したSDSはいつまでに用意、入手すればよいのでしょうか。	2025年にJIS改訂版が発行された場合に暫定措置期間が設けられると考えられますので、その期間内にご対応ください。 2019年改訂の際には、暫定措置期間3年が設けられており、旧JIS（2019年以前のJIS）が有効でしたが、次回の改訂の際の暫定期間に関しては現時点で回答いたしかねますので、実際の改訂の際にご自身でご確認をお願いいたします。
15	強制分類を採用している国はEU以外ではどこがありますか。	GHS分類結果について当該国が指定する分類結果を使用しなければならない義務を規定している地域がございます。マレーシア、中国、EUなどが代表的な国・地域として知られておりますが、全世界の地域についてまとめられたサイト等は存じ上げません。当該国に精通した事業者等へ確認することを推奨いたします。
16	形状ですが、温度によって液体から固体になる場合がありますが、液体、固体の併記をしてもよいのでしょうか？	GHSに液体、固体の定義はありますが、実態として両方の形態をとり得る場合には併記が望ましいと考えられます。
17	保護具ですが、どの程度詳細に記載すればよいのでしょうか？	少なくとも、法令等に何らかの規定がある保護具（例：「皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト」に掲載されている物質等）については記載する必要があると考えられます。法令等に定めのない物質や保護具等については、SDS作成者の責任においてご判断いただく必要があります。
18	NITE-Gmiccsでは混合物の物理化学的危険性は調べられないというご説明でしたが、他にどのように確認すれば良いのかご教示ください	比較的よく知られている混合物の場合、「事業者向けGHS分類ガイダンス」の情報源リストに掲載されているウェブサイトや文献等で情報収集できる場合があるかもしれませんが、基本的に混合物の物理化学的危険性についてはデータに基づき判定していただく必要がありますので、実際に試験を実施すること以外にデータを把握するのは難しいかと考えられます。

8. 化学品のGHS分類とSDS解説（初学者向け）

No.	質問	回答
19	洗剤メーカーから入手したSDSを元にクリエイトシンプルなどでリスク評価をした場合と、実際のSDSの危険有害性の区分が違う場合があります。この場合は、製造元に問い合わせ、製造元の通りに評価を行ってもいいのでしょうか？	SDSの危険有害性について同じ製品で複数の危険有害性結果がある場合には、どちらの分類についても信頼性のある情報に基づき分類されているのであれば、貴社の判断でご使用いただいで問題ございません。
20	P7の成形品は基本的にSDSの適用範囲外という点についてユーザーからSDSの提供を求められた場合は、メーカーは提供義務がないと回答しても問題はないか。また、成形品がどういったものを示すのか具体例をいただけますでしょうか。	<p>経済産業省が公開している化管法に基づくSDS関係Q&Aの間18で回答されているとおり、化管法に基づくSDSの提供及びラベルによる表示をなくともよい製品は次の1. から5. までとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定化学物質の含有率が1%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満）の製品 2. 固形物（事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品） 3. 密封された状態で取り扱われる製品 4. 主として一般の消費者の生活の用に供される製品 5. 再生資源 <p>また、安衛法では「労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品」として工具や部品等が挙げられていますが、このような除外要件や裾切値等は法令によって異なりますので、各法令をご確認の上、貴社のご責任のもとご対応ください。</p> <p>なお、安衛法では、表示及び通知対象物以外についても、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14及び第24条の15に基づき、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡・提供する場合には、すべてラベル表示及びSDS交付を行うよう努めることとされていますので、ご注意くださいと思います。</p>
21	中国の税関で、SDSの成分表が100%にならないと通関させてくれない。そのため日本国内向けとは別にSDSを作成しているが、そもそも含有成分が100%になる情報の記載は義務ですか？	日本国内においては、危険有害性があると考えられる物質は全て記載することが望ましいですが、JIS Z 7253においては「混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はない。」と記載されています。しかし、化管法、安衛法、毒劇法の各法令で求められる記載が異なる場合がありますので、法令の指定物質を含む場合には、各法令をご確認ください。一方、中国向けSDSに関しましては、中国の法令等をご確認ください。
22	海外から輸入した化学品につき、英語のSDSを入手した際は、そのまま日本語に翻訳して提供する事で足りるか。例えば消防法等は日本独自のものなのかなと思いますが、各事業者が調べて必要時に応じて追記する必要があるのか。また内容が間違っていた場合は何らかの罰則があるのか、ご教示頂きたいです。	<p>GHSにおける選択可能方式により、採用している危険有害性区分や濃度限界等が国によって異なる可能性があります。英語のSDSを日本語に翻訳するだけでなく、ご認識のとおり日本国内の法令等も確認した上でご対応ください。</p> <p>罰則についても各法令をご確認ください。例えば化管法では、第15条において、経済産業大臣は、化管法に基づくSDS提供の義務に違反する事業者に対して、勧告することができ、それに従わない場合は、その旨を公表することができるものと定められています。また、第16条で、経済産業大臣は情報の提供に関し報告させることができることとされており、第24条において、この報告をしなかったり、又は虚偽の報告をした者に対して20万円以下の過料に処することが定められています。</p>
23	日本の販売業者から海外に化学品を輸出し、海外の代理店から現地ユーザーへ販売される場合、輸出するためにSDSは提供必要ですが、海外のユーザーに対するSDS提供責任はその国で販売する代理店にある、という理解であっていますでしょうか？	恐れ入りますが、海外でのラベル表示・SDS提供に関しましては、その国の法令等をご確認ください。

8. 化学品のGHS分類とSDS解説（初学者向け）

No.	質問	回答
24	<p>・JISに対応したSDSは日本国内流通用であるので日本語で記載すれば良いのかと思っていますが、通関にて英語翻訳版を求められることがあります、この単なる翻訳行為は必要なものなのでしょうか？</p> <p>・入手したJIS対応のSDSを他に譲渡する場合は最終の提供会社名に変更しなければいけないとのことですが、川中企業の場合、非常に負担が大きいと思われるのですが、運用上で課題は無いのでしょうか？</p> <p>・発行済SDSの更新時期はどの程度にすべきでしょうか？</p>	<p>・「通関にて」とのこと輸出される場合と考えますが、輸出する製品が仕向国のSDSに関する規定の適用を受ける場合には、当該国の規定に基づき、SDSの提供を行う必要があります。仕向国の規制物質やその手続きに関しましては、取引先または現地担当部局にお尋ねください。</p> <p>・恐れ入りますが、国内規制における運用の課題については当方から回答いたしかねます。</p> <p>・提供したSDSに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときには、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後のSDSを提供するよう努めてください。改正政令の施行によりSDSの記載の切替えが必要な場合は、可能な限り速やかにご対応をお願いいたします。</p>
25	SDSの成分の濃度についてですが、問合せが多く困っています。説明に有効なサイトなどを教えてください。	恐れ入りますが、ご質問の意図がわかりかねますため、回答は控えさせていただきます。
26	記載義務のあるSDS 3法で、「営業上の秘密」で非公開にした場合についてご教示ください。省庁からは情報開示の場合に秘密保持や覚書などで対応する様にとのことですが、都度秘密保持契約を締結するのは時間と労力が掛かります。簡単な文書で相手側に情報開示しても秘密にする義務があるという解釈は出来ないのでしょうか。言い換えれば、省庁が秘密保持の締結というからダメであって、秘密にすることは義務であるという解釈で説明して頂きたいです。	恐れ入りますが、秘密保持の効力については当機構は回答できる立場ではございません。
27	分類の部分で、成形品（フィルム製品）のため対象外、とメーカーさんSDSに記載があるのですが、当社ではその情報を使用してSDSを作成する必要があります。その場合、「区分に該当しない」、か「分類できない」、のどちらで区分を分類判断したら良いのでしょうか？	メーカーに可能な限り成分の開示を請求してください。その上で分類に必要な情報が得られない場合には「分類できない」となります。「区分に該当しない」はGHSに定められた危険有害性の基準に達しないことを証明できる明確な証拠が無い場合には用いることはできません。
28	P28の分類を行う値とSDSを作成する値が異なる場合も具体的にご教示ください。	資料28ページに記載のとおり、呼吸器感作性又は皮膚感作性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）に関しては、分類を行う濃度（濃度限界）とSDSを作成する濃度が異なります。基準となる濃度についてはJIS Z 7252をご確認ください。
29	海外SDSに基づいて安全対策を講じていますが、国内SDSに基づいて講じる安全対策と異なる点はあるのでしょうか。	GHS分類結果に基づいて選択された注意書きは、国内SDSも海外SDSも基本的に同じ対策が選択されていると考えられますが、混合物のGHS分類結果が異なる場合など、取扱いに差異が生じている場合も可能性としてはございますので、ご留意ください。なお、海外SDSの記載の有無にかかわらず、少なくとも国内の法令は遵守する必要があります。
30	SDSはGHSの危険区分に応じて、事業者が作成する？	SDSはその化学品のGHS分類結果に基づき、化学品を譲渡・提供する直近の事業者が作成する必要があります。
31	パープルブックの改訂10版の和訳対象本がいつ頃出版されるのかご存知でしたら教えてください。	労働安全衛生総合研究所を中心に作業が進んでいますが、出版時期に関しては存じておりません。
32	国によってSDSがかわるとのことですが、同一製品を複数国へ船便などで発送する場合、各国向けを乙仲に提出が必要になりますか？例えば、製品αをA国、B国へ同じ船便で積む場合、A国仕様、B国仕様が必要になるのでしょうか？	原則として現地の事情に精通している輸入者がSDSを作成することになると考えております。そのため輸出者は輸入者が正しいSDSを作成できるように危険有害性情報を提供する必要があると考えますが、その提供方法やフォーマットについては特に規定がございません。輸送業者や仲介業者にご確認いただければと存じます。

8. 化学品のGHS分類とSDS解説（初学者向け）

No.	質問	回答
33	納入先が購入したGHS分類ラベルが表示された化学物質を小分けにして納入戴く事がありますが、納入先ではまだGHS分類ラベルの作成の手段を持ち合わせていません。納入先で購入した際のGHS分類ラベルを撮影して貼り付けるだけでも問題無いでしょうか？	ご質問の状況が完全に把握できておらず恐縮ですが、B社がA社から購入した化学品を小分けにしてC社に提供すると考え、回答させていただきます。A社からの購入品を単純に小分けして、更にC社に提供する場合にも、提供するB社にはラベル・SDSの作成義務が生じます。購入品を単純に小分けした場合、その危険有害性に違いはないと考えられますが、最終的な責任はB社で負っていただく事になりますので、小分けにした際、危険有害性情報が正確に伝わるよう、ラベルサイズ等にご注意いただく必要がございます（ラベル表示・SDS提供の方法については各法令をご確認の上でご対応ください）。
34	P96の内容で、SDS3法以外（例えば消防法）で法令該否割愛されている場合、ユーザーはその情報を知らない（例えば消防法に該当しているので法令に沿った保管管理が必要としても）ことは、ユーザーは自身で3法以外の該否を確認しなければならないということになりますでしょうか？	SDS3法以外に該当する国内法令がある場合には、SDSの作成者は極力記載するように努めることが望ましいと考えられます。一方で、SDS3法以外の法令の記載のないSDSはただちに違法となるものではありませんので、その他の法令遵守義務はユーザー側に生じることとなります。
35	安衛法で本年から施行されている皮膚刺激性有害物質に関する記載はどの様になるのでしょうか。	安衛法における皮膚等障害化学物質に関する質問として回答いたします。皮膚等障害化学物質に該当する場合はその旨をSDS上に明記することが望ましいと考えますが、現在のところ記載に関する通達はでておりません。基本的には「8. ばく露防止及び保護措置」、「15. 適用法令」に記載することになるかと思われませんが、運用の詳細につきましては厚生労働省へお問い合わせください。
36	SDS作成において、物性情報や有害性情報で異なる複数の情報があつた際は、全て記載するべきでしょうか。	異なる複数の情報を全てを記載する義務はありませんが、GHS分類の根拠となる情報以外にも得られた情報が複数ある場合、情報の信頼性を精査し記載していただく方が良いと思われれます。
37	JISにてSDS作成において、物性情報や有害性情報で入手した情報源を記載とありますが、ない場合の罰則などはありますか？また社内情報などの場合はどのように記載したらよいでしょうか？	JIS自体は法令ではなく罰則規定等は設けられていません。JIS Z7253：2019の7.2bには「SDSでは、必ずしも情報源を示す必要はないが、情報源を示して、情報の信頼性を高めることが望ましい。」と記載されています。罰則や記載方法等の運用の詳細については、各法令の所管省庁へお問い合わせください。
38	EUの強制分類（CLP調和分類_EUによるGHS分類使用義務の対象化学物質リスト）はECHAのサイト内で確認することができますか。	ECHAのホームページから公開されている他、NITE-CHRIPにリンクとして掲載しております。 https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/annex-vi-to-clp
39	スライド27の限界値はJISとUNの併記ではありませんが、どういう説明資料でしょうか。	資料27ページは、国連GHS文書で濃度限界が併記されている呼吸器感受性や皮膚感受性について、日本の濃度限界のみを示した資料です。なお、資料26ページにおけるJISやUNといった表記は、注記にあるとおりNITE-Gmiccsの便宜上の表記になります。
40	RA対象物質が含まれている固体（金属）の研磨を行った場合、粉塵としてRA実施が必要でしょうか。設備に使われているパーツの場合と製品の場合それぞれ異なりますか。	研磨等により取扱者へのばく露の可能性がある場合、リスクアセスメントを行うよう努めていただいたほうがよいと思います。 なお、例えば化管法において、パイプ、ゴム部品（ゴムパッキン等）、配線コード、ホース、断熱材等のように、購入後に切断・研磨等を行って切削屑等が発生するような製品（指定化学物質を規定含有率以上含有している場合に限る。）は、固形物に該当せず、SDSの提供義務及びラベルによる表示の努力義務があります。また、摩耗されることが想定される切削・研磨加工のための工具等の部品についても、固形物には該当しないため、化管法に基づくSDSの提供義務及びラベルによる表示の努力義務があります。 ※固形物（事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品）

8. 化学品のGHS分類とSDS解説（初学者向け）

No.	質問	回答
41	混合物のGHS分類で急性毒性が未知の成分がある場合、加算式から除外すると思いますが、既知成分のみで加算式を用いて区分に該当しない結果となった場合、混合物としては区分に該当しない、分類できないのどちらになるのでしょうか	大変恐れ入りますが、未知成分を考慮するかどうか、また最終的な危険有害性区分については当方から回答いたしかねますので、事業者様の責任のもとでご判断ください。なお、NITE-Gmiccsにおいては、急性毒性が未知の成分が0.1%以上存在する場合、その物質が区分1または区分2である可能性を考慮し、「分類できない」と判定する仕様となっております。
42	SDSに記載の必要がある法律について、細かく教えていただくことは可能でしょうか？例えば、安衛法は通知・表示物質だけで良いのか？指針物質まで記載義務があるのか？など。	JIS Z 7253では、SDS3法（安衛法、化管法、毒劇法）に該当する化学品の場合には当該国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を記載することになっていますが、それ以外の適法法令については記載することが望ましいといった旨の規定に留まっています。
43	SDS第14項に記載する国連分類や容器等級について、混合物製品の場合にどの様に判定するのかご教示頂ければ幸いです。化学物質に対し国連分類が設けられている場合、該当する化学物質を複数種含有する混合物製品のSDSには、国連分類が複数付く事になるのでしょうか。	SDS第14項に関しては、JISにおいて「該当する場合、記載することが望ましい」とされています。国連番号の選択については当方が回答する立場ではございませんが、混合物製品に対して基本的に1つを付与することとされているかと思しますので、国連番号を有する複数の化学物質の混合物であるからといって、そのすべての国連番号に該当するとされますと、国連番号の取扱いとしては誤りと考えられます。国内外を問わず輸送される場合には、輸送関連の法令に従ってください。国連番号を決める必要がございましたら、混合物製品として試験を実施するなどして判定いただく必要があるかと存じます。